

## 都島区役所公式 Instagram（インスタグラム）アカウント運用方針

多くの方々に利用されている Instagram を活用し、都島区長が主催するイベントや各種事業、魅力スポットなどについて、都島区民向けに情報発信するとともに、都島区（以下「当区」という。）の魅力を区外の住民にも広げられるよう、Instagram 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）を開設します。

当アカウントを通じての魅力発信にあたり、利用者の皆様に誤解や混乱が生じないよう、当アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

### 1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名 : Instagram
- (2) アカウント名 : 大阪市都島区役所
- (3) ユーザーネーム : sakura\_miyakko
- (4) ページ URL : [https://www.instagram.com/sakura\\_miyakko/](https://www.instagram.com/sakura_miyakko/)

### 2 アカウント運用管理責任者

都島区役所政策企画担当課長

### 3 アカウント運用者

都島区役所総務課（政策企画）職員

### 4 対応時間

原則として開庁時間内としますが、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

### 5 投稿内容

都島区長が主催するイベントや各種事業、魅力スポットなどについて、フィード投稿及びストーリーズにより発信します。

### 6 フォローや返信、リポストなどへの対応

- (1) フォローは原則行いません。ただし、次のアカウントについて、アカウント運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）が必要と認めるものは行います。
  - (ア) 国または地方公共団体
  - (イ) 当区と関りがある公共性の高い団体
  - (ウ) 公共交通機関などの公共性の高い民間事業者
  - (エ) 当区の魅力を高め、拡散が期待できる情報を発信する団体や個人など
- (2) 可能な範囲で「いいね！」や返信を行うが、全てに行うものではありません。
- (3) 当区の魅力を高め、拡散が期待できる情報であると判断した場合、リポストを行います。

(4) 区政、市政へのご意見、ご提言につきましては、返信しません。

## 7 禁止事項等

利用者から当アカウントにメッセージやコメントを投稿するにあたり、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為を行った、または行うおそれがあると運用管理責任者が判断した場合には、事前に通告することなく、コメントの削除、利用制限などを行う場合があります。

- ・ 法令等に違反するもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 人権侵害となるもの
- ・ 犯罪行為等を誘発するもの
- ・ 第三者を誹謗中傷しているもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするもの
- ・ 営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- ・ 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権など運用者、利用者または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- ・ 運用者、利用者または第三者に不利益を与えるもの
- ・ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・ 有害なプログラム等
- ・ Instagram の利用規約に反するもの
- ・ その他、アカウント運用管理者が不適切と判断したもの

## 8 知的財産権

当アカウントに掲載されている情報（写真、イラスト、音声、動画、記事など）に関する知的財産権（商標権、著作権などの全ての権利）は、区長または正当な権利を有するものに帰属します。また、内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及びInstagram上でリポスト機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、出所を明記する場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 9 免責事項

- (1) 当区は、当アカウントに掲載されている情報の正確性、完全性、有用性などを保証するものではありません。
- (2) 当区は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 当区は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 上記のほか、当区は当アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(5) 当区は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用の中止をする場合があります。

#### 10 適用

この運用方針は、令和4年6月3日より適用します。